

高収益作物次期作支援交付金 2 万円/10 a の取組

「ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備」について

1 交付金の目的

新たな需要に対応するため、既存の販売ルートに加えて、新たな契約先の確保や直接販売などにより販路を拡大することにより、需要の変動に影響されない生産・販売体制の確立を実現することを目的としています。

2 対象となる取組

農業者が新たに直販、契約栽培などをした場合の「新規又は追加契約の面積」や需要開拓による販路の変更（販売サイトでの取引成立面積）等の取組に対して 2 万円/10 a を支援します。

3 想定される取組例

- ① 野菜や茶について、従来は市場等に出荷していたが、実需者等（飲料メーカー、食品メーカー、飲食チェーン、ホテルなど）と 10 t の出荷契約を事前に締結する。（契約栽培）
→ 新たに契約が成立した 10 t 分が適用
- ② ホームページを新たに開設して直接販売を開始した又は小売店と新たに直接販売契約を締結する。
→ 直販販売成立数量、小売店との契約成立数量に対して適用（追加契約の場合は数量増加分が適用）

4 留意事項

- (1) 契約栽培の場合は、事前に販売契約を締結した上で生産をする必要があります。また、集荷、保管、配送、決済等、全て自己責任となりますので注意してください。
- (2) 申請時には、実需者等との間で締結した、契約内容や販売数量等が定められた契約書の提出が必要となります。併せて、前年度の出荷状況が確認できる書類の提出が必要となる場合もあります。
- (3) 提出された契約書を基に交付決定について審査を行います。契約内容によっては、交付できないことがあります。
- (4) 数量契約の場合は、取組実施者の過去の平均的な単収や地域の平均単収等を基に、面積に換算します。
- (5) 本交付金の申請における契約内容に関する事前相談は、契約の相手方との事前協議を経た上で、品目、数量、金額等が記載してある、契約書（案）の提出を必須とします。電話での相談は行いません。